

福井県報

第 355 号
令和 7 年
6 月 2 4 日(火)
火 曜 日 発 行

— 目 次 —

告 示

- 指定公金事務取扱者の指定（315・誘客推進課）……………1
- 救急業務に係る医療機関の認定（316・二州保健所）……………1
- 道路の区域の変更（317・道路保全課）……………1
- 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定（318・都市計画課）…2

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（危機管理課）……………4
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（2件・商業・市場開拓課）……………4
- 土地改良区の役員の退任（2件・嶺南振興局）……………6
- 土地改良区の役員の就任（同）……………7
- 公共測量の実施（2件・土木管理課）……………7
- 公共測量の終了（同）……………7
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定（2件・同）……………8
- 建築基準法の規定による構造計算適合性判定機関事務所所在地の変更（建築住宅課）……………8
- 開発行為に関する工事の完了（嶺南振興局）……………8
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（会計課）……………9
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（2件・警察本部会計課）……………11
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定（同）……………15

公安委員会告示

- 警備業法第23条第1項に基づく検定の実施（60・生活安全企画課）……………15
- 遊泳者保護区域の指定（62・地域指導課）……………17

告 示

福井県告示第315号

キャッチコピー・ロゴマークリニューアル業務に係る事務を委託したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、告示する。

令和7年6月24日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社宣伝会議
東京都港区南青山3丁目11番13号新青山東急ビル9階
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る支出
キャッチコピー・ロゴマークリニューアル業務にかかるコンテスト入賞者への賞金の支払い
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年6月6日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和7年6月11日

福井県告示第316号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年6月24日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 泉ヶ丘病院
- 3 所在地 敦賀市中81号岩ヶ鼻1-11
- 4 認定の有効期間
自 令和7年6月17日
至 令和10年6月16日

福井県告示第317号

一般県道五幡新保停車場線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および敦賀土木事務所において、令和7年6月24日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月24日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位： メートル)	延長 (単位： メートル)
一般県道	五幡新保停車場線	新	敦賀市田尻53号道下2番3 から 敦賀市葉原145号山ノ端4 番2まで	22.4 ～ 34.5	55.8
		新	敦賀市田尻53号道下2番3 から 敦賀市田尻54号火灯洞1番 9まで	7.8 ～ 10.4	107.8
		旧	敦賀市田尻53号道下2番3 から 敦賀市田尻54号火灯洞1番 9まで	7.8 ～ 10.4	107.8

福井県告示第318号

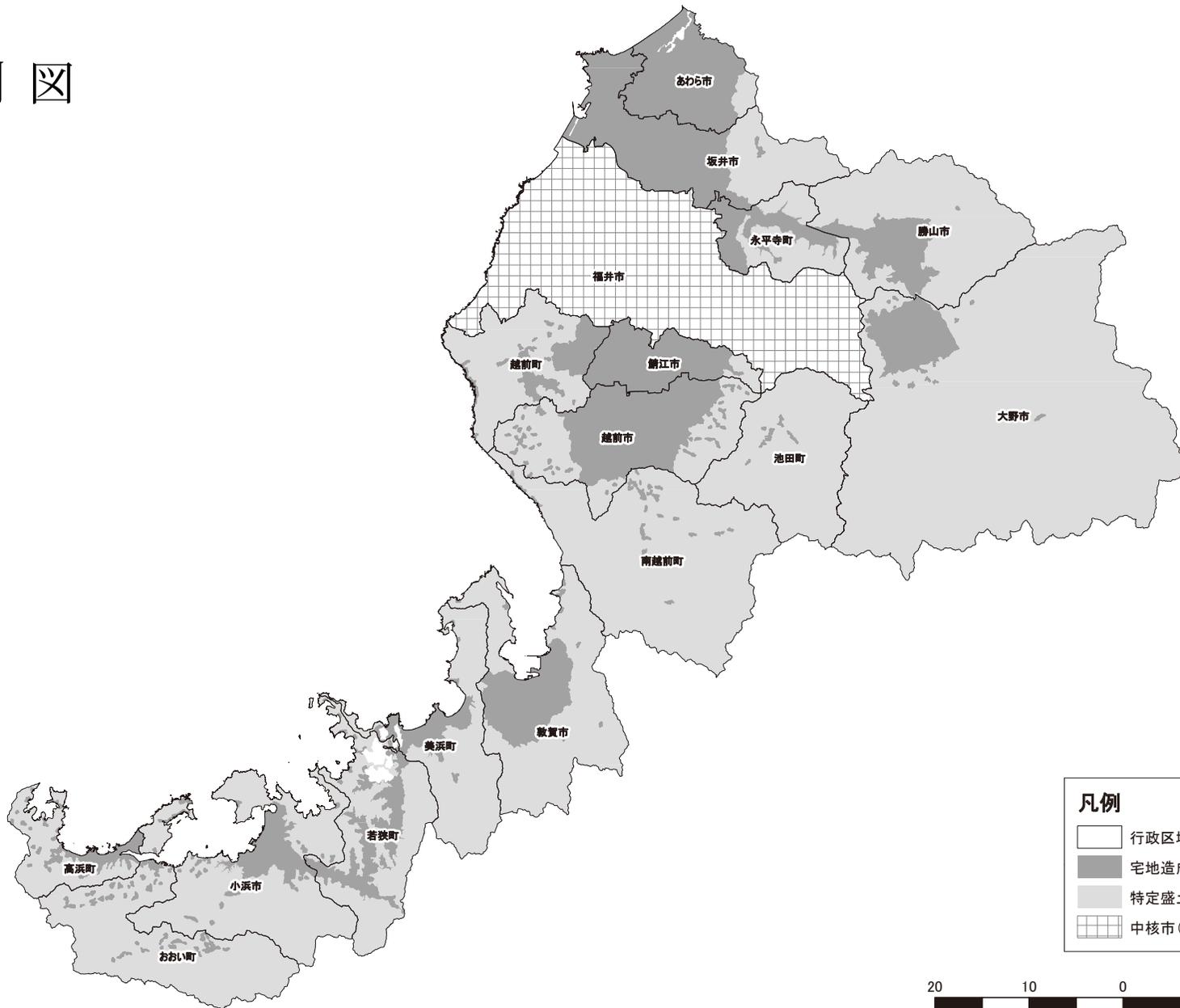
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項および第26条第1項の規定に基づき宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域を指定するので、同法第10条第4項および第26条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年6月24日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区域の表示
別図のとおり
- 2 指定年月日
令和7年6月30日

別図



凡例

- 行政区域
- 宅地造成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域
- 中核市(福井市)



公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年6月24日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県防災情報ネットワーク施設保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県防災安全部危機管理課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月25日
- 4 落札者の名称および住所
東芝インフラシステムズ株式会社北陸支社福井支店
福井県福井市中央3丁目3番21号
- 5 落札金額
142,780,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和7年2月7日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更届出があったので、同条3項において準用する同法第5条3項の規定により公告する。

令和7年6月24日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
MEGAドン・キホーテUNY福井店
福井県福井市飯塚町11字11番地 外55筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社アセット・プロパティマネジメント
代表取締役 平田 一馬
東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

- ・UDリテール株式会社
代表取締役 鈴木 康介
 - ・株式会社セリア
代表取締役 河合 映治
 - ・北越フジパンストア株式会社
代表取締役 川端 賢二
 - ・伊井餅株式会社
代表取締役 伊井 正廣
 - ・株式会社梅田果実店
代表取締役 梅田 敬男
 - ・友田 都芳
 - ・株式会社ハニーズホールディングス
代表取締役 江尻 英介
 - ・パレモ・ホールディングス株式会社
代表取締役 福井 正弘
 - ・株式会社ジャパン・フラワー・コーポレーション
代表取締役 松村 吉章
 - ・株式会社WHO'S NEXT
代表取締役 佐々木 崇郎
 - ・株式会社ヤスサキ
代表取締役 安崎 昌治
 - ・株式会社ピーコック
代表取締役 塚本 功
 - ・株式会社保安企画
代表取締役 渡辺 勉
 - ・日本商業施設株式会社
代表取締役 平田 一馬
- （変更後）
- ・UDリテール株式会社
代表取締役 鈴木 康介
 - ・株式会社セリア
代表取締役 河合 映治
 - ・北越フジパンストア株式会社

<p>代表取締役 川端 賢二</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社梅田果実店 <p>代表取締役 梅田 敬男</p> <ul style="list-style-type: none"> パレモ・ホールディングス株式会社 <p>代表取締役 福井 正弘</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社ジャパン・フラワー・コーポレーション <p>代表取締役 松村 吉章</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社WHO'S NEXT <p>代表取締役 佐々木 崇郎</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社ヤスサキ <p>代表取締役 安崎 昌治</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社ピーコック <p>代表取締役 塚本 功</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社保安企画 <p>代表取締役 渡辺 勉</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本商業施設株式会社 <p>代表取締役 平田 一馬</p> <p>4 変更の年月 令和7年2月24日</p> <p>5 変更する理由 小売業者の代表者の変更および退店のため</p> <p>6 届出の縦覧場所</p> <p>(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課</p> <p>(2) 福井県福井市手寄1丁目4-1 A O S S A 5階 福井市商工労働部商工労政課</p> <p>7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯</p> <p>(1) 縦覧期間 公告の日から4月間</p> <p>(2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>8 意見書の提出先 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小</p>	<p>売店舗の変更届出があったので、同条3項において準用する同法第5条3項の規定により公告する。</p> <p>令和7年6月24日</p> <p>福井県知事 杉本 達治</p> <p>1 大規模小売店舗の名称および所在地 MEGAドン・キホーテUNY敦賀店 福井県敦賀市中央町一丁目5番5号</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町1番地</p> <p>3 変更事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)</p> <ul style="list-style-type: none"> UDリテール株式会社 代表取締役 鈴木 康介 株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 株式会社オンワード樫山 代表取締役 保元 道宣 株式会社ワズオウン 代表取締役 森本 光秋 有限会社花工房 代表取締役 安達 吉則 有限会社松原庵 代表取締役 奥田 浩彰 株式会社グランファミーユ 代表取締役 家高 伊知郎 株式会社パーパス 代表取締役 水野 秀和 株式会社川上 代表取締役 川上 裕子 山崎 明 井ノ口 敏丈 株式会社ベルパーク
--	--

<p>代表取締役 西川 猛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・齋藤 献 (変更後) ・UDリテール株式会社 代表取締役 鈴木 康介 ・株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 ・株式会社オンワード樫山 代表取締役 保元 道宣 ・株式会社ワズオウン 代表取締役 森本 光秋 ・有限会社松原庵 代表取締役 奥田 浩彰 ・株式会社グランファミーユ 代表取締役 家高 伊知郎 ・株式会社パーパス 代表取締役 水野 秀和 ・株式会社川上 代表取締役 川上 裕子 ・山崎 明 ・井ノ口 敏文 ・株式会社ベルパーク 代表取締役 西川 健土 ・齋藤 献 <p>4 変更の年月 令和6年10月31日</p> <p>5 変更する理由 小売業者の代表者の変更および退店のため</p> <p>6 届出の縦覧場所</p> <p>(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課</p> <p>(2) 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号 敦賀市産業経済部商工貿易振興課</p> <p>(3) 福井県敦賀市中央町1丁目7番42号 敦賀合同庁舎内二州会計室</p> <p>7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯</p> <p>(1) 縦覧期間</p>	<p>公告の日から4月間</p> <p>(2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>8 意見書の提出先 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課</p> <hr/> <p>上中土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月6日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。</p> <p>令和7年6月24日</p> <p>福井県知事 杉本 達治</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>役員名</th> <th>氏名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事</td> <td>桑原 治樹</td> <td>若狭町杉山19-5</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>北浦 好視</td> <td>〃 杉山39-5</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>森口 寅雄</td> <td>〃 堤61-6</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>清水 博之</td> <td>〃 兼田44-4</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>福田 寛城</td> <td>〃 武生12-4</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>桑原 長男</td> <td>〃 武生6-4</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>東 幸雄</td> <td>〃 玉置44-25-2</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>奥本 衛</td> <td>〃 玉置35-14-2</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>清水 正夫</td> <td>〃 上野木55-15</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>清水 健一</td> <td>〃 上野木55-37</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>能世 英之</td> <td>〃 中野木16-7</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>倉谷 典彦</td> <td>〃 下野木13-2</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>田中 秀夫</td> <td>〃 下野木19-7</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>宮田 幸平</td> <td>〃 日笠25-1</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>宮田 貞夫</td> <td>〃 日笠30-14</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>百田 久好</td> <td>〃 神谷25-14</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>田中 秀明</td> <td>〃 堤63-28</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>石田 久一</td> <td>〃 兼田1-10</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>正木 弘</td> <td>〃 中野木19-17-1</td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <p>小浜国富土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年5月30日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。</p> <p>令和7年6月24日</p>	役員名	氏名	住所	理事	桑原 治樹	若狭町杉山19-5	〃	北浦 好視	〃 杉山39-5	〃	森口 寅雄	〃 堤61-6	〃	清水 博之	〃 兼田44-4	〃	福田 寛城	〃 武生12-4	〃	桑原 長男	〃 武生6-4	〃	東 幸雄	〃 玉置44-25-2	〃	奥本 衛	〃 玉置35-14-2	〃	清水 正夫	〃 上野木55-15	〃	清水 健一	〃 上野木55-37	〃	能世 英之	〃 中野木16-7	〃	倉谷 典彦	〃 下野木13-2	〃	田中 秀夫	〃 下野木19-7	〃	宮田 幸平	〃 日笠25-1	〃	宮田 貞夫	〃 日笠30-14	〃	百田 久好	〃 神谷25-14	監事	田中 秀明	〃 堤63-28	〃	石田 久一	〃 兼田1-10	〃	正木 弘	〃 中野木19-17-1
役員名	氏名	住所																																																											
理事	桑原 治樹	若狭町杉山19-5																																																											
〃	北浦 好視	〃 杉山39-5																																																											
〃	森口 寅雄	〃 堤61-6																																																											
〃	清水 博之	〃 兼田44-4																																																											
〃	福田 寛城	〃 武生12-4																																																											
〃	桑原 長男	〃 武生6-4																																																											
〃	東 幸雄	〃 玉置44-25-2																																																											
〃	奥本 衛	〃 玉置35-14-2																																																											
〃	清水 正夫	〃 上野木55-15																																																											
〃	清水 健一	〃 上野木55-37																																																											
〃	能世 英之	〃 中野木16-7																																																											
〃	倉谷 典彦	〃 下野木13-2																																																											
〃	田中 秀夫	〃 下野木19-7																																																											
〃	宮田 幸平	〃 日笠25-1																																																											
〃	宮田 貞夫	〃 日笠30-14																																																											
〃	百田 久好	〃 神谷25-14																																																											
監事	田中 秀明	〃 堤63-28																																																											
〃	石田 久一	〃 兼田1-10																																																											
〃	正木 弘	〃 中野木19-17-1																																																											

福井県知事 杉本 達治
役員名 氏 名 住 所
監 事 岡 隆宏 小浜市栗田31-17

上中土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月7日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年6月24日

福井県知事 杉本 達治
役員名 氏 名 住 所
理 事 桑原 治樹 若狭町杉山19-5
〃 田中 秀明 〃 堤63-28
〃 西 哲寛 〃 堤62-33-1
〃 石田 久一 〃 兼田1-10
〃 清水 博之 〃 兼田44-4
〃 福田 實 〃 武生9-10
〃 奥本 秀夫 〃 玉置44-1
〃 松宮 次朗 〃 玉置25-18
〃 居関 久美男 〃 上野木56-15
〃 清水 健一 〃 上野木55-37
〃 能世 英之 〃 中野木16-7
〃 山口 朋祐 〃 中野木15-10
〃 田中 一法 〃 下野木15-16
〃 塚本 純也 〃 日笠9-12-2
〃 中川 兼秀 〃 日笠55-9
〃 百田 久好 〃 神谷25-14
監 事 山形 久喜 〃 武生6-2
〃 喜多 治 〃 下野木14-5
〃 高木 隆司 〃 杉山51-18

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和7年5月14日におおい町より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年6月24日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

おおい町
2 作業の種類
公共測量（航空写真撮影）
3 作業の期間
令和7年6月1日から令和7年12月19日まで
4 作業の地域
おおい町全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和7年5月14日に小浜市より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年6月24日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称
小浜市
2 作業の種類
公共測量（航空写真撮影）
3 作業の期間
令和7年6月1日から令和7年12月19日まで
4 作業の地域
小浜市地番図整備範囲

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和7年5月20日に国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年6月24日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称
福井河川国道事務所
2 作業の種類
公共測量 地図情報レベル500
（航空レーザ測量による河川測量）
3 作業の期間
令和6年10月2日から令和7年4月30日まで
4 作業の地域

九頭竜川および日野川の一部区間

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年6月24日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
電子調達システム維持管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県土木部土木管理課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年3月27日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
富士通Japan株式会社関西・中部公共ビジネス統括部（福井）
福井県福井市中央1丁目3-5
- 5 随意契約に係る契約金額
66,473,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年6月24日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
福井県設計積算システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県土木部土木管理課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年3月27日

- 4 随意契約の相手方の名称および住所
公益財団法人福井県建設技術公社
福井県福井市松本3丁目16番10号
- 5 随意契約に係る契約金額
45,892,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした一般財団法人日本建築総合試験所から同法第77条の35の8第2項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和7年6月24日

福井県知事 杉本 達治

- 1 変更の内容
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
変更前 大阪府大阪市中央区内本町二丁目4番7号
変更後 大阪府大阪市中央区内本町二丁目4番7号（大阪事務所）および東京都港区西新橋一丁目5番8号（東京事務所）
- 2 変更年月日
令和7年7月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月24日

福井県嶺南振興局長 児玉 康英

- 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称
若狭町北前川39号4番1、外7筆
- 2 開発許可を受けた者の住所ならびに名称および代表者の氏名
石川県白山市松本町2512番地
株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木 宏憲

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月24日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする業務の名称

フェムト秒レーザの購入（工業技術センター）

(2) 調達する物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量

フェムト秒レーザ 一式

(3) 調達物品の仕様等

入札説明書および別添1「仕様書」（以下「入札説明書等」という。）のとおり。

(4) 納入期限

令和8年3月19日（木）

(5) 納入場所

福井県工業技術センター 研究棟4階A406号室

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力を有すると認められる者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、会計局会計課の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、会計局会計課の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書等（以下、「申請書等」という。）または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ（福井県庁6階）

電話 0776-20-0253

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、会計局会計課の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙様式1「紙入札承認願」、別紙様式3「入札参加資格確認申請書」）に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和7年6月24日（火）から令和7年7月4日（金）16時00分まで（土、日曜日を除く。）

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が提出期間中に、会計局会計課が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに、記録されなければならない。申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業

務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

また、紙入札によりこの入札に参加しようとする者は、提出期間中に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

提出先は、4(1)と同様とする。

6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和7年8月4日(月)8時30分から17時00分

令和7年8月5日(火)8時30分から16時00分まで

(3) 開札日時

令和7年8月6日(水)10時00分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県庁6階入札室

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、物品価格のほか輸送費等、指定する場所までの引き渡しに要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-0102

福井県福井市川合鷲塚町61-10

福井県工業技術センター

電話 0776-55-0664

メールkougyo-c@pref.fukui.lg.jp

10 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および

通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付時期

福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(8) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出について

(福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。)

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに(当日中)、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。

様式

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

提出先(e-mail)

kougyo-c@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。
https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

1 1 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Femtosecond Laser, 1 set
- (2) Date, time of Bidding:
8:30A.M. 4th August 2025 - 4:00P.M. 5th August 2025
- (3) Date, time of bid opening:
10:00A.M. 6th August 2025
- (4) Deadline for delivery:
19th March 2026
- (5) Affiliation in charge of contract-related affairs
Management Section, Industrial Technology Center of Fukui Prefecture
61-10, Kawaiwashizuka-cho, Fukui-city, Fukui-Prefecture, 910-0102, Japan
TEL 0776-55-0664
E-mail kougyo-c@pref.fukui.lg.jp

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月24日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称
警備艇「わかさ」定期検査に伴う主機関、減速機整備
- (2) 業務内容
入札説明書および警備艇「わかさ」定期検査に伴う主機関、減速機整備仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 履行期限
令和8年3月31日
- (4) 納入場所
福井県警察が別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願により契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先
〒910-8515
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県警察本部警務部会計課 契約係
電話0776-22-2880（内線2271）
- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシ

テムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者については、入札説明書様式3）に必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和7年6月24日（火）から令和7年7月3日（木）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 紙入札に係る申請書等の提出先および提出方法

(ア) 提出先

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部警務部会計課 契約係

電話 0776-22-2880（内線2271）

(イ) 提出方法

持参または郵送すること。（郵送する場合は配達記録の残る簡易書留郵便等を利用すること。）

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時、場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和7年8月18日（月）午前8時30分から午後5時まで

令和7年8月19日（火）午前8時30分から午後4時まで

(3) 開札日時

令和7年8月20日（水）午前11時00分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部入札室

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

(1) この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 前号の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、電子くじにより落札者を決定する。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手續および契約に関する手續において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請書の受付時期

福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。）

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。

〈様式〉

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

〈提出先（e-mail）〉 kaikai@police.pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

(8) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required :

Main engine and Speed reducer maintenance work related to the routine inspection of the patrol boat Wakasa

(2) Date, Time of bid opening :

11:00 A.M. 20 August 2025

(3) Period of Contract :

31 March 2026

(4) Contact point for the notice:

Accounting Division

Fukui Prefectural Police Headquarters,3-17-1 Ote, Fukui City, Fukui

Prefecture, 910-8515 Japan.

Tel 0776-22-2880 (extension 2271)

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月24日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称

警備艇「わかさ」定期検査に伴う船体部整備

(2) 業務内容

入札説明書および警備艇「わかさ」定期検査に伴う船体部整備仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期限

令和8年3月31日まで

(4) 納入場所

福井県警察が別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る

電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願により契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部警務部会計課 契約係

電話0776-22-2880（内線2271）

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にとっては、入札説明書様式3）に必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和7年6月24日（火）から令和7年7月3日（木）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 紙入札に係る申請書等の提出先および提出方法

(ア) 提出先

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部警務部会計課契約係

電話0776-22-2880（内線2271）

(イ) 提出方法

持参または郵送すること。（郵送する場合は配達記録の残る簡易書留郵便等を利用すること。）

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時、場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和7年8月4日（月）午前8時30分から午後5時まで

令和7年8月5日（火）午前8時30分から午後4時まで

(3) 開札日時

令和7年8月6日（水）午前10時30分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部入札室

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

(1) この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 前号の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、電子くじにより落札者を決定する。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請書の受付時期

福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。）

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。

〈様式〉

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

〈提出先（e-mail）〉 kaikei@police.pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

(8) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required :

Hull maintenance work related to the routine inspection of the patrol boat
Wakasa

(2) Date, Time of bid opening :

10:30 A.M. 6 August 2025

(3) Period of Contract:

31 March 2026

(4) Contact point for the notice:

Accounting Division

Fukui Prefectural Police Headquarters,3-17-1 Ote,Fukui City,Fukui Prefecture,910-8515 Japan.

Tel 0776-22-2880(extension 2271)

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年6月24日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
福井県警察用航空機800時間点検整備
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県警察本部警務部会計課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年6月5日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社
東京都港区六本木6丁目10番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
76,780,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第60号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和7年6月24日

福井県公安委員会
委員長 禿 了修

1 検定の区分、実施日、時間および場所

(1) 検定の区分、実施日および時間

ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
交通誘導警備業務1級	令和7年9月30日(火)	午前9時30分から 午前11時まで
交通誘導警備業務2級		午後2時から 午後3時まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
交通誘導警備業務1級	令和7年11月6日(火)	午後1時から 午後5時まで
交通誘導警備業務2級		午前8時30分から 正午まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

福井県福井市宝永3丁目8番1号
福井県警察本部葵分庁舎1階第1会議室

イ 実技試験

福井県越前市余田町第2号1番地1
福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室

2 定員

各20人

3 受検資格

(1) 交通誘導警備業務2級

福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員

(2) 交通誘導警備業務1級

(1)に掲げる者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上である者

イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認める者

4 検定試験の方法および内容

学科試験および実技試験により行う。

ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(1) 交通誘導警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ウ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 申請手続等

(1) 受付期間

令和7年8月25日(月)から同年9月3日(水)までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後4時までの間(日曜日および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。)

(2) 受付要領

受検希望者は受付期間内に、下記7の問合せ先へ電話で予約を行い、受理番号を取得した後、検定申請書を提出すること。

(3) 検定申請書等の提出先

検定を受けようとする者(以下「検定申請者」という。)の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署(福井市および永平寺町の区域にあって

は、福井県警察本部生活安全許認可センターへ提出)

なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(4) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの) 2葉

ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者の住所を疎明する書面 1通

エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 3(2)アに該当する者にあつては、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後、当該業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面 各1通

カ 3(2)イに該当する者にあつては、当該疎明書面 1通

(5) 受検手数料

14,000円に相当する手数料を、納入すること。

なお、納付された受検手数料は、返還しない。

6 その他

(1) 検定受検時の携行品

ア 学科試験

- ・ 筆記用具

イ 実技試験

- ・ 筆記用具
- ・ 雨具
- ・ 警笛

(2) 受検票の交付

受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。

7 検定に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話0776-22-2880(内線3192、3193)

福井県公安委員会告示第62号

福井県遊泳者の事故防止に関する条例(平成5年福井県条例第3号。以下「条例」という。)第10条第1項の規定に基づき、遊泳者保護区域を指定するので、条例第12条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年6月24日

福井県公安委員会

委員長 禿 了修

1 鷹巣海水浴場

(1) 海水浴場の名称

鷹巣海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

鷹巣観光協会

会長 小玉征子

福井市浜住町1-3

内田昌樹 〃 浜住町4-23

宇野丘実子 〃 上野町9-44

林 友男 〃 和布町11-42-1

小西秀子 〃 免鳥町34-6-2

中田光子 〃 西二ツ屋町1-5

中村彰宏 〃 開発4-111

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする(「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および福井南警察署において一般の縦覧に供する。)

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和7年7月10日から同年8月24日まで

2 浜地海水浴場

(1) 海水浴場の名称

浜地海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

浜地浜茶屋振興会

会長 坂田あずさ

坂井市三国町浜地32-22

佐藤 肇 〃 浜地35-4

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする(「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および坂井西警察署において一般の縦覧に供する。)

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

<p>令和7年7月1日から同年8月31日まで</p> <p>3 三国サンセットビーチ</p> <p>(1) 海水浴場の名称 三国サンセットビーチ</p> <p>(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 氏名 住所 三国サンセットビーチ浜茶屋組合 組合長 竹内喜代美 坂井市三国町つつじヶ丘2-19</p> <p>板本清美 〃 宿3-4-7 東野喜美枝 坂井市春江町中筋春日47 玉谷真三 福井市新田塚1-51-5 宮野恵美子 坂井市三国町宿1-12-43 高野三重 〃 宿2-7-18 道林夕美子 〃 安島59-46-8 松田七世美 〃 米ヶ脇5-11-20</p> <p>(3) 遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および坂井西警察署において一般の縦覧に供する。）。</p> <p>(4) 遊泳者保護区域として指定する期間 令和7年7月10日から同年8月31日まで</p> <p>4 花城海水浴場</p> <p>(1) 海水浴場の名称 花城海水浴場</p> <p>(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 氏名 住所 花城有限責任事業組合 現場責任者 柳本忠康 敦賀市櫛川41-3-1</p> <p>(3) 遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。</p> <p>(4) 遊泳者保護区域として指定する期間 令和7年7月3日から同年9月28日まで</p> <p>5 水島海水浴場</p>	<p>(1) 海水浴場の名称 水島海水浴場</p> <p>(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 氏名 住所 色浜区 区長 古川 満 敦賀市色浜31-15 中川幸一 〃 浦底5-11</p> <p>(3) 遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。</p> <p>(4) 遊泳者保護区域として指定する期間 令和7年7月5日から同年8月31日まで</p> <p>6 ダイヤ浜海水浴場</p> <p>(1) 海水浴場の名称 ダイヤ浜海水浴場</p> <p>(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 氏名 住所 菅浜区 区長 池野正範 三方郡美浜町菅浜89-19 ダイヤ浜支配人 井上竜司 大阪市旭区赤川1-11-8 藤田 悟 三方郡美浜町菅浜92-7</p> <p>(3) 遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。</p> <p>(4) 遊泳者保護区域として指定する期間 令和7年7月1日から同年8月31日まで</p> <p>7 菅浜海水浴場</p> <p>(1) 海水浴場の名称 菅浜海水浴場</p> <p>(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 氏名 住所 菅浜区</p>
---	--

<p>区長 池野正範 三方郡美浜町菅浜89-19 菅浜生活協同組合 理事長 塩野孝弘 三方郡美浜町菅浜110-7</p> <p>(3) 遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。</p> <p>(4) 遊泳者保護区域として指定する期間 令和7年7月1日から同年8月31日まで</p> <p>8 気比の松原海水浴場</p> <p>(1) 海水浴場の名称 気比の松原海水浴場</p> <p>(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 氏名 住所 株式会社港都つるが観光協会 代表取締役社長 刀根荘兵衛 敦賀市神楽町1丁目1-5</p> <p>(3) 遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。</p> <p>(4) 遊泳者保護区域として指定する期間 令和7年7月12日から同年8月17日まで</p> <p>9 水晶浜海水浴場</p> <p>(1) 海水浴場の名称 水晶浜海水浴場</p> <p>(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 氏名 住所 竹波観光協会 会長 中村博幸 三方郡美浜町竹波19-20</p> <p>竹波区 区長 伊藤善幸 三方郡美浜町竹波23-4 伊藤修二 〃 竹波23-4</p>	<p>田中勝喜 〃 竹波20-15 中村裕也 〃 竹波19-51 知場昌広 敦賀市木崎12-17-1 高橋健一 〃 昭和町2丁目10-1 水晶浜駐車場運営委員会 委員長 山口 徹 三方郡美浜町竹波21-11 濱野吉男 〃 竹波20-2</p> <p>(3) 遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。</p> <p>(4) 遊泳者保護区域として指定する期間 令和7年7月1日から同年8月31日まで</p> <p>10 竹波海水浴場</p> <p>(1) 海水浴場の名称 竹波海水浴場</p> <p>(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 氏名 住所 竹波観光協会 会長 中村博幸 三方郡美浜町竹波19-20</p> <p>竹波区 区長 伊藤善幸 三方郡美浜町竹波23-4 伊藤次郎 〃 竹波20-3 中村治正 〃 竹波19-49 土田芳春 〃 竹波19-12-8 水晶浜駐車場運営委員会 委員長 山口 徹 三方郡美浜町竹波21-11</p> <p>(3) 遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。</p> <p>(4) 遊泳者保護区域として指定する期間 令和7年7月1日から同年8月31日まで</p>
---	---

1 1 丹生白浜海水浴場

(1) 海水浴場の名称

丹生白浜海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

丹生区

区長 浜野利彦

三方郡美浜町丹生50-61

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和7年7月1日から同年8月31日まで

1 2 阿納海水浴場

(1) 海水浴場の名称

阿納海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

阿納観光協会

会長 河原正和

小浜市阿納11-8

小町初子 ♪ 阿納10-16

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和7年7月15日から同年8月26日まで

1 3 犬熊海水浴場

(1) 海水浴場の名称

犬熊海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

犬熊観光協会

代表 浜本富士子

小浜市犬熊16-3

上亟幸一 ♪ 犬熊16-13

浜岸宗嗣 ♪ 犬熊16-4

西川正美 ♪ 犬熊13-8

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和7年6月29日から同年8月20日まで

1 4 矢代海水浴場

(1) 海水浴場の名称

矢代海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

矢代観光協会

会長 栗駒正一

小浜市矢代11-15

池端孫勝 ♪ 矢代4-38

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和7年7月1日から同年8月31日まで

1 5 西小川海水浴場

(1) 海水浴場の名称

西小川海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

西小川観光協会

代表 中山隆弘

小浜市西小川6-2

瀬戸清太郎 ♪ 西小川9-21

角谷幸夫 ♪ 西小川9-22

中島一男 ♪ 西小川9-23

仲村 工 ♪ 西小川9-9

村上美良 ♪ 西小川9-7

<p>川代宣行 ♪ 西小川9-11</p> <p>(3) 遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。</p> <p>(4) 遊泳者保護区域として指定する期間 令和7年7月5日から同年8月30日まで</p> <p>16 若宮海水浴場</p> <p>(1) 海水浴場の名称 若宮海水浴場</p> <p>(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 氏 名 住 所 若宮海浜組合 組合長 濱瀬満博 大飯郡高浜町事代1-71 高浜町 町長 野瀬 豊 大飯郡高浜町宮崎86-23-2</p> <p>(3) 遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。</p> <p>(4) 遊泳者保護区域として指定する期間 令和7年7月12日から同年8月24日まで</p> <p>17 はまなすパーク海水浴場</p> <p>(1) 海水浴場の名称 はまなすパーク海水浴場</p> <p>(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 氏 名 住 所 はまなすパーク管理組合 組合長 池本 学 大飯郡高浜町東三松37-14-3</p> <p>(3) 遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。</p> <p>(4) 遊泳者保護区域として指定する期間</p>	<p>令和7年7月12日から同年8月24日まで</p> <p>18 えびす浜パーク海水浴場</p> <p>(1) 海水浴場の名称 えびす浜パーク海水浴場</p> <p>(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 氏 名 住 所 えびす浜パーク管理組合 組合長 田中智徳 大飯郡高浜町西三松2-19-1</p> <p>(3) 遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。</p> <p>(4) 遊泳者保護区域として指定する期間 令和7年7月12日から同年8月24日まで</p> <p>19 若狭和田・白浜・鳥居浜・城山海水浴場</p> <p>(1) 海水浴場の名称 若狭和田・白浜・鳥居浜・城山海水浴場</p> <p>(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 氏 名 住 所 一般社団法人若狭高浜観光協会 会長 村宮嘉彦 大飯郡高浜町宮崎77-1-8</p> <p>福井信次 ♪ 和田136-5-1</p> <p>小幡憲仁 ♪ 青戸3-1-25</p> <p>桜木 秀 ♪ 和田128-23-4</p> <p>福井唯人 ♪ 和田135-4-2</p> <p>大西健次郎 ♪ 和田111-12</p> <p>大西絵美 ♪ 和田105-2-4</p> <p>福井啓道 ♪ 和田122-41-4</p> <p>岡本真斉 ♪ 青戸3-1-62</p> <p>櫻木幸穂 ♪ 和田127-46</p> <p>山根あい子 ♪ 和田128-2-2</p> <p>高岸康佳 ♪ 和田127-35-1</p> <p>関 篤雄 ♪ 和田128-2-4</p> <p>小松政春 ♪ 和田126-35-3</p> <p>岸野一男 ♪ 青戸1-1-38</p>
--	---

今井俊吾 ♪ 和田110-26-3
絵馬嘉則 ♪ 青戸1-1-57
松井 弘 ♪ 和田126-38
関 茂信 ♪ 和田128-2-4
大下裕義 ♪ 子生15-3
勝見美津子 ♪ 和田120-16-2

白浜海浜組合

組合長 岸本敏弘

大飯郡高浜町菌部61-5

松岡明雄 ♪ 菌部54-28
山口仁悦 ♪ 紫水ヶ丘1-1-47
奥東宏美 ♪ 菌部51-30
岩滝宏二 ♪ 宮崎87-14-56

鳥居浜海浜組合

組合長 十一家 均

大飯郡高浜町畑11-9-3-11

高浜町

町長 野瀬 豊

大飯郡高浜町宮崎86-23-2

児玉久佳 ♪ 立石18-3
臼井弘明 ♪ 宮崎72-22-7

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和7年7月12日から同年8月24日まで

2 0 志積海水浴場

(1) 海水浴場の名称

志積海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏 名 住 所

志積観光協会

会長 西川 徹

小浜市志積15-6

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し

、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和7年7月1日から同年8月31日まで

2 1 若狭鯉川シーサイドパーク

(1) 海水浴場の名称

若狭鯉川シーサイドパーク

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏 名 住 所

小浜市

市長 杉本和範

小浜市大手町6-3

社会福祉法人つぐみ福祉会小浜事業所

理事長 天谷泰公

小浜市加斗56-61-1

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和7年6月30日から同年8月31日まで

2 2 人魚の浜海水浴場

(1) 海水浴場の名称

人魚の浜海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏 名 住 所

小浜市

市長 杉本和範

小浜市大手町6-3

小浜地区区長会

会長 東 信之

小浜市小浜白鬚62-1

伸びゆく西部をつくる会

会長 松浦 崇

小浜市小浜男山29

藤井研治 ♪ 日吉79

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和7年7月1日から同年8月31日まで

